

## 48. 主要間接税制度の概要

区 分	消 費 税	
	現 行 制 度	税制改革（平成9年4月1日施行）
1. 課 税 対 象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡，資産の貸付け，役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）	
2. 納 税 義 務 者	(1) 国内取引……事業者 ただし，基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高（税抜き）が3,000万円以下の事業者は，納税義務が免除される。 (2) 輸入取引……輸入者	新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については，納税義務を免除しない。
3. 課 税 標 準	(1) 資産の譲渡等の対価（他の個別消費税を含む。）の額 (2) 引取価額（CIF価格＋他の個別消費税＋関税）	
4. 税 率	3% 〔普通乗用自動車に係る特例〕 元.4.1～4.3.31……6% 4.4.1～6.3.31……4.5%〕	税率の引上げ 3% 4% （注）地方消費税の創設（税率は消費税額の25%＝消費税率1%相当）に伴い，一般的な消費課税の税率は，5%となる。
5. 輸 出 免 税	輸出取引等（貨物の輸出，国際輸送・通信等）は免税	
6. 非 課 税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 〔消費に負担を求める税としての性格上課税対象とならないもの等〕 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券，支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子，保険料等 (4) 郵便切手類，印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等，国際郵便為替，国際郵便振替，外国為替取引 〔社会政策的配慮に基づくもの〕 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 社会福祉事業法に規定する社会福祉事業等として行われる資産の譲渡等 (8) 助産に係る資産の譲渡等 (9) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (10) 身体障害者用物品の譲渡，貸付け等 (11) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料，入学金，施設設備費，入学検定料，学籍証明等手数料 (12) 教科用図書の譲渡 (13) 住宅の貸付け	
7. 税 額 控 除	(1) 仕入税額控除 原則（本則計算） イ 課税売上割合が95%以上の場合には，仕入れに係る消費税額を全額控除する。 ロ 課税売上割合が95%未満の場合には，個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入れに係る消費税額として控除する。	インボイス方式への移行 仕入税額控除の適用要件として，帳簿及び請求書等（インボイス）の保存を義務付け。

<p>7. 税額控除 (続)</p>	<p>(注)仕入税額控除の適用要件として、帳簿又は請求書等の保存が義務付けられている(帳簿方式)</p> <p>特例(簡易課税制度) 基準期間の課税売上高が4億円以下の課税期間については、選択により、売上げに係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入れに係る消費税額とすることができる。(みなし仕入率:第1種事業(卸売業)は90%,第2種事業(小売業)は80%,第3種事業(製造業等)は70%,第4種事業(その他の事業)は60%)</p> <p>(2) 限界控除制度 その課税期間の課税売上高が5,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。 限界控除税額 =</p> $\text{本来納付すべき税額} \times \frac{5,000 \text{万円} - \text{課税売上高}}{2,000 \text{万円}}$ <p>(注) その課税期間の課税売上高が3,000万円未満であるときは、これを3,000万円として計算する。</p>	<p>簡易課税制度の適用上限額の引下げ 4億円 2億円</p> <p>限界控除制度の廃止 (注)平成9年4月1日前に開始した課税期間までは適用する。(ただし、同日前に開始し、かつ、同日以後に終了する課税期間の控除限度額は、消費税及び地方消費税合わせて10万円。)</p>								
<p>8. 申告・納付</p>	<p>(1) 国内取引 課税期間 ..... 個人事業者は暦年,法人は事業年度(3か月の短期選択も可能)</p> <p>確定申告・納付 ..... 課税期間終了後2月以内に確定申告・納付</p> <p>(注)個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末である。(租特法)</p> <p>中間申告・納付 ..... 直前の課税期間の確定消費税額に応じ,年3回又は年1回の中間申告・納付を行う。</p> <table border="1" data-bbox="360 1429 903 1839"> <thead> <tr> <th>直前の課税期間の確定消費税額</th> <th>中間申告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500万円超</td> <td>年3回の中間申告 その課税期間開始後3月,6月,9月を経過した日からそれぞれ2月以内に,3月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>60万円超 500万円以下</td> <td>年1回の中間申告 その課税期間開始後6月を経過した日から2月以内に,6月分相当額を中間申告・納付</td> </tr> <tr> <td>60万円以下</td> <td>不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告,納付(3か月以内の納期限の延長あり)</p>	直前の課税期間の確定消費税額	中間申告	500万円超	年3回の中間申告 その課税期間開始後3月,6月,9月を経過した日からそれぞれ2月以内に,3月分相当額を中間申告・納付	60万円超 500万円以下	年1回の中間申告 その課税期間開始後6月を経過した日から2月以内に,6月分相当額を中間申告・納付	60万円以下	不要	<p>確定申告書等への添付書類規定の新設 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を義務付け。</p> <p>中間申告・納付制度の改正 地方消費税の創設に伴い,直前の課税期間の確定消費税額を,創設前と同水準とするための改正。 500万円 400万円,60万円 48万円</p>
直前の課税期間の確定消費税額	中間申告									
500万円超	年3回の中間申告 その課税期間開始後3月,6月,9月を経過した日からそれぞれ2月以内に,3月分相当額を中間申告・納付									
60万円超 500万円以下	年1回の中間申告 その課税期間開始後6月を経過した日から2月以内に,6月分相当額を中間申告・納付									
60万円以下	不要									
<p>9. その他</p>	<p>国,地方公共団体,公共法人等については,申告・納付,仕入税額控除等につき,特例措置が設けられている。</p>									



揮発油税・地方道路税	石油ガス税	航空機燃料税	石油税
揮発油	自動車用石油ガス	航空機燃料	原油及び輸入石油製品並びにガス状炭化水素
製造者又は引取者	充てんする者又は引取者	航空機の所有者等	採取者又は引取者
(1) 輸出用 (2) 灯油 (3) 航空機用 (4) 石油化学製品の製造用 (5) ゴム溶剤用等 (6) 外国公館等用	(1) 輸出用 (2) 原料用 (3) 熱源用	国，地方公共団体及び国際線（ただし，国内輸送を行う場合を除く。）	輸入石油製品等のうち (1) 石油化学用ナフサ等 (2) 農林漁業用A重油 (3) アンモニア等製造用LPG
1klにつき 揮発油税 48,600円 地方道路税 5,200円 〔平成5年12月1日から平成10年3月31日までの特例税率〕	1kgにつき 17円50銭 (1lにつき 9円80銭)	1klにつき 26,000円	(1) 原油及び輸入石油製品 1klにつき 2,040円 (2) 輸入LPG 1tにつき 670円 (3) 国産天然ガス及び輸入LNG 1tにつき 720円
製造場から移出されるものについては，翌月末日までに申告し，納付する。 輸入揮発油については，保税地域からの引取の時までに申告し，納付する。	石油ガスの充てん場から移出されるものについては，翌月末日までに申告し，翌々月末日までに納付する。 輸入石油ガスについては，保税地域からの引取の時までに申告し，納付する。	翌月末日までに申告し，納付する。	採取場から移出される原油及びガス状炭化水素については，翌月末日までに申告し，納付する。 輸入原油及び輸入石油製品並びに輸入ガス状炭化水素については，保税地域からの引取の時までに申告し，納付する。 ただし，国税庁長官の承認を受けた場合には，翌月末日までに申告し，納付することができる。
			国産の石化用ナフサ及び農林漁業用A重油について還付措置が講じられている。